

藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業実施要綱

制定 平成29年3月29日

(目的)

第1条 藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業は、藤沢市下水道条例第56条第1項の規定に基づき藤沢市長が指定する浸水被害対策区域において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業」(以下「本事業」という。)とは、「藤沢市特定地域都市浸水被害対策計画」(以下「事業計画」という。)に基づき、浸水被害対策区域内において、民間事業者等が設置する雨水貯留施設及びこれを補完する施設(以下「雨水貯留施設等」という。)の整備の支援を行う事業をいう。

(事業主体)

第3条 本事業の事業主体は、民間事業者等とする。

(事業計画の策定)

第4条 事業主体は、共同して、又は単独で、事業計画を作成し、藤沢市長と協議を行った上で神奈川県知事を経由して国に提出し、同意を得るものとする。

2 事業計画に定める主な事項は次のとおりとする。

- (1) 事業の目標
- (2) 事業の位置
- (3) 事業内容及び年度計画
- (4) 補助金の算定根拠

(市の補助)

第5条 藤沢市は、予算の範囲内において、事業主体に対し、次の各号により経費の一部を補助することができる。

(1) 補助対象範囲

事業主体が事業計画に基づき整備する雨水貯留施設等

(2) 補助率等

事業主体が国から事業計画の同意を得た場合は、藤沢市は事業主体に対し、

雨水貯留施設等の整備に要する経費の一部を補助することができる。

ただし、次のいずれかの額のうち最も少ない額を上限とする。

ア 雨水貯留施設等の整備に要する総費用の3分の1の額

イ 事業主体に対し、国が経費の一部を補助する額

ウ 雨水貯留施設等を活用することにより、削減された藤沢市による下水道施設の整備費のうち、国庫補助負担分を除いた額に相当する額

(事業計画の報告及び公表)

第6条 事業主体は、事業計画を作成し、国の同意を得た場合には、遅滞なく藤沢市長及び神奈川県知事に報告するとともにこれを公表するものとする。

(監督等)

第7条 藤沢市長は、事業主体に対し、その施行する本事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）、その他関係法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言をすることができる。

2 藤沢市長は、事業主体に対し、その施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

(運用)

第8条 本事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業補助金交付要綱の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。